

# ハート・トラストウイン 会員規約

## 総則

### 第1条（目的）

本会員組織を「ハート・トラストウイン会員」と名付け、株式会社ハート・トラストウイン（所在地：東京都新宿区西新宿3-1-2）（以下甲という）が以下の目的をもって運営する。

1. レジャーホテル（ラブホテル）に投資したい会員に対する物件の売却情報等の提供
2. レジャーホテル（ラブホテル）物件を売却したい会員に対する購入希望者の紹介
3. 会員相互間によるレジャーホテル（ラブホテル）売買情報の交換支援、売買成約に至る支援、交流等による事業創出の支援
4. 会員に対するレジャーホテル（ラブホテル）経営・管理の助言・指導
5. その他、会員に対するレジャーホテル（ラブホテル）ビジネスに関する総合支援サービスの提供
6. 研修及び講演会等 別途有料となる場合は、会費を事前に通知するものとする。
7. 親睦のための行事 別途有料となる場合は、会費を事前に通知するものとする。

ただし、上記目的のために宅地建物取引業等の免許が必要な場合には、その免許を有する当社グループ会社にて業務をおこなうものとする。

### 第2条（定義）

甲が第1条の目的をもって運営する「ハート・トラストウイン会員組織」を「本会員組織」という。

甲が第1条の目的をもって、随時会員に呼び掛け開催する会を「定例会」という。

## 会員

### 第3条（会員の種類）

本会員組織は法人・個人会員で構成される。本会員組織の法人・個人会員は、以下に該当する者とする。

- ・レジャーホテル（ラブホテル）に投資したい法人および個人

- ・レジジャーホテル（ラブホテル）を売却したい法人および個人
- ・レジジャーホテルの売買仲介をしたい法人および個人 M&A（会社売買）を含める。
- ・その他、レジジャーホテル経営・運営の助言・指導を受けたい法人および個人
- ・レジジャーホテル（ラブホテル）ビジネス全般に関して相談・支援を受けたい法人および個人
- ・レジジャーホテル（ラブホテル）ビジネス全般に関して相談業務・支援業務をおこないたい法人および個人

甲が提供する各種サービスは会員登録者本人のみが利用できるものとし、代理人の利用は原則として認めない。

会員は信義誠実に基づき、会運営に協力するものとする。

## 入退会

### 第4条（入会方法）

本会員組織への入会は、所定の入会申込書に必要事項を記入の上、申し込むものとする。入会審査を経て、会員資格が発生するものとする。入会審査には、甲との面談が含まれる。入会希望者は、入会申込書のほか、甲が要求する書類一式を甲に提出するものとする。甲が要求する書類の中には、包括的守秘義務誓約書が含まれるものとする。

### 第5条（入会審査）

甲は入会希望があった場合、すみやかに入会審査を行うものとする。甲との面談は、原則として甲の事務所でおこなう。

入会希望者の中で、以下の条件に該当すると甲が判断した場合は、甲は入会を拒否することができる。

1. 公序良俗に反するビジネスを現在営んでいる、もしくは将来営もうとしている者。
2. マルチ商法やネットワークビジネス、その他個人的な営業を目的に入会を希望する者。
3. その他、甲が会員として不適と認めた者。

入会審査に伴う面談は、甲が随時会員に呼び掛け開催する定例会でおこなうこともできるものとする。見学を兼ねて、定例会に出席したうえで、正式入会をすることができるものとする。見学（初回定例会出席）の会費は1,000円（消費税含む）とする。ただし、見

学者であっても、定例会に出席する場合は全員、包括的守秘義務誓約書を甲に提出するものとする。

#### 第6条（会費）

会員への入会金および年会費は無料とする。甲が開催する定例会に出席した会員は、そのつど定例会費として、1回ごとに1,000円（消費税含む）を甲に納入するものとする。定例会は甲が随時開催を呼び掛けるものとする。原則として、月に1度の月例会とするが、甲の都合および判断によっては開催しない月があることを事前に了解するものとする。ただし甲は経済情勢の変動、あるいはサービスの拡充のために入会金および年会費を有料とするほか定例会費を改定することがある。

第1条（目的）に関し、甲が会員におこなう支援、助言、指導等については、定例会の時間内においては定例会費の範囲とするが、定例会以外および甲に具体的業務が発生する場合には、甲は会員に事前に通知のうえ、その業務を発注する会員は、甲に別途費用を支払うものとする。また、不動産仲介手数料、金融紹介料等は定例会費の範囲には含まれない。

#### 第7条（会運営協力金）

甲は、本会員組織の運営において、会員が取引等において成約するよう支援をおこなうものとする。本会員組織を通して得た情報等をもとに取引が成約した場合は、原則としてその取引により金銭の支払いを受けた側の会員が自己申告により、甲に、会運営協力金を支払うものとする。会運営協力金は、原則として、その会員が取引により得た報酬の1割から2割を目安とする。ただし、この割合は絶対的・固定的なものではなく、成約の案件ごとに、甲と会員が相談のうえ、任意に決定できるものとする。

#### 第8条（会員間の取引）

会員間で取引をおこなう場合は、お互いに、取引にかかる報酬・費用等を事前に通知し、後々金銭面でトラブルにならないよう十分配慮をおこなうものとする。万一、トラブルになった場合、会員の自己責任において解決するものとし、甲は原則として、トラブルに関与しないものとする。

#### 第9条（退会）

会員は所定の退会届を提出することにより、退会することができる。

第2条（会員の種類）に該当しなくなり、将来的にも再び該当することがないと自ら判断する会員は、原則として、退会届を提出するものとする。

ただし、いったん甲が受領した入会金や年会費等がある場合、会費等は一切返還しないものとする。

#### 第10条（会員資格の期間）

会員資格は入会審査合格後ただちに有効となる。資格の期間はとくに定めず、更新はなく、会員が退会届を提出するまでは原則として、永年資格とする。甲が本会員組織の運営を中止あるいは解散する場合は、その限りではない。

除名処分によって除名された会員は、即刻会員資格を失うものとする。

#### 第11条（除名処分）

甲は会員が以下の事項に該当すると認めた場合、当該会員を本会員組織から除名することができる。除名処分を受けた者の再入会は、原則として認めない。

- ・入会后、第5条1項・2項に該当する行為を行った者。
- ・本会員組織および他の会員の名誉を著しく傷つける行為があった場合。
- ・本会則、および甲の定めるあらゆる規則に違反した場合。
- ・その他、甲が除名することが会全体の利益になると判断した場合。
- ・他の会員からの苦情（しつこい営業、著しく人に迷惑をかける行為）があった場合。
- ・本会を通して、甲あるいは他の会員から入手した情報に含まれる秘密保持すべき情報を、営利目的であるか否かに関わらず甲あるいは他の会員の承諾を得ずして、第三者に情報開示した場合。
- ・本会を通して、甲あるいは他の会員から入手した情報を、秘密保持すべき情報であるか否かに関わらず、甲あるいは他の会員の承諾を得ずして、第三者に情報開示したことにより、甲あるいは他の会員が迷惑を被った場合。

#### 第12条（会員資格の譲渡）

会員資格を譲渡することはできない。

#### 第13条（自己責任）

会員は自己責任において本会員組織に入会するものとする。甲が提供する各種サービスに、付随して発生した事故・損害、およびトラブルについては、甲は一切責任を負わないものとする。

#### 第14条（知的所有権など）

甲が提供する情報および各種資料等についての知的所有権等の権利は全て甲に所属するものとし、会員は甲の承諾無くこれを使用してはならない。

#### 第15条（会員規則の改定等）

1. 会員規則の改定、および会員組織運営上必要と認められる細則の制定は、甲が独自の判断で行えるものとし、その効力は全会員に及ぶものとする。
2. 前項の場合、甲は会員への変更通知をホームページ上で公開する。会員は甲に対して最新の会員規則等を請求することができるものとし、甲はこれに応じなくてはならない。

#### 第16条（会員規則の発効）

本会員規則は平成22年11月1日より発効する。